

ぎふ

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市数田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011
URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



センターだより

2019年

No. 75

社会環境の変化と生活衛生営業

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も日本は、台風・豪雨等による大きな自然災害に遭い、多くの人命と財産を失いました。ここに、亡くなられた方々に深い哀悼の意を表するとともに被災されました方々に謹んでお見舞い申し上げます。併せて、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本年は、平成から令和と代替わりとなり、この令和の時代が平和で光り輝く希望に満ちた新しい時代となることを期待しております。

さて、近年、生衛業界を取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化の進行、消費生活の多様化、健康・環境問題への対応等、挙げれば枚挙に暇がありません。中でも、10月から導入された軽減税率やキャッシュレス社会への対応が喫緊の課題の一つとして挙げられます。キャッシュレス化は国も推進しており、時代の流れとしてはやむを得ないものと思います。現金を扱わないため、店員の心理的な軽減や人件費の削減等のメリットがある一方で、カード会社等に支払う手数料が高むデメリットも考えられ、今後の国の対応に注視していく必要があります。

また、事業主の高齢化による後継者難で廃業する店の増加や人手不足が顕在化しており、事業経営存続に向けての大きな問題ともなっています。これらの問題・課題に対応するには、個人経営、家族経営の多い生衛業にとって、現状、非常に厳しいものがあると思われます。

折しも、本年、日本でラグビーワールドカップが開催され、日本代表は初のベスト8進出という歴史的な快挙を成し遂げました。選手たちが強く結束した「ワンチーム」になることで、成し得たもので大いなる感動を受けたところです。

これに倣い、県内の生衛組合が「ワンチーム」となって、この難局を乗り切るべく、「生衛業は生活になくてはならない業」であるとの認識を一層強く持ち、地域での重要な存在として役割を果たし、もって地域の活性化に寄与していくことが必要と考えております。このことが、令和という新しい時代の生衛業界の活性化・発展に繋がるものと思っております。

当指導センターとしましては、今後とも公益法人としての社会的信用に努めるとともに、行政当局を始め各団体・関係機関、各生衛組合の皆様のお協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

岐阜県知事 **古田 肇**



平素より本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの経済情勢を見ますと、個人消費は回復しており、先行きについては、財政政策の効果が生産や投資、所得の増加につながることを期待されます。他方で、今日の少子高齢化に伴う人手不足や後継者の育成、消費者ニーズの多様化への対応など、課題は複雑かつ多岐に亘っていることと存じます。

皆様方には、このようなときこそ、地域に根ざした細やかなサービスをもって消費者の皆様からのより一層の信頼を得ていただくとともに、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただきたく存じます。

また、県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や講習会など各種事業を積極的にご活用いただき、今後も生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本県では平成24年の「ぎふ清流国体、ぎふ清流大会」以降、大規模なスポーツ大会を誘致してきたところです。来年2020年には、本県では初めて開催します「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を予定しております。42市町村全てを会場とし、過去最多の63種目が実施される本大会の成功に向け、この7月から「ねんりん運動」と銘打ち、生涯を通じた健康につなげていく県民運動をスタートしたところでもあります。こうした大会の開催時には、他県から多くの方が訪れますので、食品関係営業施設や宿泊施設におかれましては、適切な衛生管理に努めていただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

令和元年度 生活衛生功労者の表彰

栄えある受賞おめでとうございます (敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々为荣えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(3名)

旅館ホテル 岐阜市 五百木太郎
食 肉 岐阜市 福田十九夫

喫茶飲食 高山市 山下 菊枝

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(3名)

喫茶飲食 瑞穂市 大橋 移男
社交飲食 郡上市 大前 三郎

飲 食 多治見市 野島 鏡詞

岐阜県生活衛生営業指導センターから

後継者育成支援事業を開催 ～体験学習(インターンシップ)～

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、若年者へ生衛業の魅力や、理解を深め、もって次代を担う後継者育成に繋げていくことを目的に実施しています。今年度は、「クリーニング業」及び「すし業」を昨年度に引き続き実施しました。さらに、今年度中に「理容業」についても行う予定です。クリーニング業については、6月に岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合の協力を得て岐阜市立陽南中学校で、同校の「総合的な学習の時間」に参加する形で、16名の参加生徒を対象に体験学習を行いました。

すし業については、7月に岐阜県船商生活衛生同業組合の協力を得て、恵那文化センターで小学生親子向け料理教室「エーナ健康料理教室」に参加する形で、小学生18名、親11名の参加で体験学習を実施しました。

(クリーニング業)

最初に、組合講師からビデオを見ながらクリーニング業の魅力や、クリーニング工程などの講義があり、その後、靴下のクリーニング、ボールペンのしみ抜きなどの実験を行いました。



「靴下のクリーニング」の実験

後半では、講師・指導員からの指導を受けながら生徒が実際にワイシャツのアイロンがけを体験しました。その後、指導員がワイシャツのアイロンがけ実演を披露しました。生徒は、手洗いやしみ抜きからアイロンがけのコツを体験しながら学習し、真剣に実習に取り組んでいました。



講師によるデモンストレーション

アンケートでは、「クリーニング師へのイメージに変化」について、「凄く変わった」・「変わった」という回答が94%あり、「クリーニング師の仕事内容の理解」についても、「大変理解できた」・「理解できた」の回答が81%あり、また、「楽しかった」という感想も多くありました。

(すし業)

最初に、組合講師から衛生面や、すしの種類、すし屋の魅力などの話がありました。次に、レシピ説明の後、「かつおだし」、「すし飯仕込み」、「夏野菜サラダ仕立て」、「茶わん蒸し」、メインの「すし」(笹切り、いろいろな種類のすし)などの実演がありました。その後、親子で実際に夏野菜サラダ仕立て・茶わん蒸し・すし(かつお巻き・いなり・にぎり)を作りました。参加した小学生は、巻きずしや、すしを握るコツなどを親子一緒に体験しながら、楽しく料理に取り組んでいました。



「巻きずし」の実習

アンケートでは、「すし職人へのイメージに変化」について、「凄く変わった」・「変わった」と回答した意見が過半数を超えました。また、「すし職人の仕事内容の理解」についても、「大変理解できた」・「理解できた」の回答が83%と多くありました。また、「楽しかった」、「親子で参加でき良い機会でした」などの意見がありました。



「にぎりずし」の実習

この体験学習がクリーニング業、すし業への理解と関心を高める効果があったものと思われます。

これを機会として、今後多くの若者たちが生衛業に一層興味を持ち、そして、より多くの若者がこの業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するところです。

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導等に活躍していただいておりますが、本年度もこの方々を対象として、研修会を9月26日(木)に下呂市内で多数の出席者を得て開催しました。研修内容は、次のとおりです。

【生産性向上ガイドラインマニュアルについて】

・生産性向上ガイドラインマニュアルの活用方法

当指導センターの樋口事務局長から「生産性&効率アップ必勝ガイド」、「生産性&効率アップ必勝マニュアル」に基づき、生産性向上の手法等についての説明を行いました。出席者からは、「ガイドラインマニュアルは活用しやすい」、「チェックリストを使用して自分の店の弱点を理解し、早速対処していきたい」との感想が寄せられました。生産性向上に向けての「きっかけ」となる研修となりました。

【最低賃金制度について】

・最低賃金制度・賃金引上げに向けた支援策

ひだ経営コンサルティング丸山学氏から、最低賃金の制度について、特に、自店での支給賃金と最低賃金の比較方法について詳細な解説がありました。また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策として、業務改善助成金についての説明がありました。さらに、生産性向上についての具体的事例とキャッシュレス決済についての紹介がありました。

一般的に、生衛業者にとって業務に参考となる多くの点について説明をしていただきました。



経営特別相談員研修会の様子

【生衛業の収益力の向上について】

・生衛業の増客増収に向けた戦略について

(一社)フードアカウンティング協会相談員遠山景子氏から、生衛業の収益力を向上するために、どのような取り組みをすればよいかという観点から講義をしていただきました。

具体的には、飲食店を例として、新規客を増やすための販売促進方法(ネットを活用した店舗情報の提供、店内の情報を店外にアピールし入店を促す取り組み等)や、客単価UPと利益UPを目指す取り組み(客の注文シミュレーション、メニュー表の改善等)について

説明がありました。

これらを踏まえて、収益力の向上を図るためには、店舗の業種業態に見合った戦立案が必要であるとの提言がありました。氏が手掛けられた実際の成功事例を交えての解説は大変解り易くよく理解できたと好評でした。

【生活衛生融資の活用について】

・公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務

日本政策金融公庫岐阜支店長美馬裕幸氏から、衛経融資の借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点や審査の際のチェックポイント及び融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。さらに、衛経融資の推薦事務に際し、経営特別相談員が行う借入申込者に対する面接調査の仕方についての模擬面接がありました。参加者自身が模擬面接前と模擬面接後で得た資料・情報を基に、実際その場で推薦調書に記入し完成させる方法でした。

経営特別相談員にとって面接の仕方、推薦調書の作成方法を学ぶことができ、有意義な研修となりました。

「生産性向上営業者モデル事業」の実施

先般7月23日開催の当指導センター理事会で説明しました厚生労働省の委託事業である「生衛業の生産性向上ガイドラインマニュアル更新事業」におけるモデル事業の実施事業者として、下記の営業者が決定されました。9月～12月までの4ヶ月間を実施期間として、策定した計画書に基づき事業実施に取り組んでいただきます。

この事業は、「生産性向上ガイドラインマニュアル」を活用して、生衛業の活性化・生産性の向上に資するためのモデル事業として実施するものです。

○営業者モデル店名

- ・平和湯(各務原市)《公衆浴場業組合》
- ・金寿司(恵那市)《鮭商組合》
- ・山品(中津川市)《飲食組合》

*平成30年度は、平安楽(高山市：中華飲食業組合)及び茶房菊(高山市：喫茶飲食組合)がモデル事業を実施されました。



*生産性向上ガイドラインマニュアルは、厚生労働省HP及び(公財)全国生活衛生営業指導センターHPからダウンロードができます。

組合だより



理容組合

●「ありがとうキャンペーン」[岐阜県理容組合賞]の実施

全国理容連合会では「1日を楽しく過ごすには理容サロンへ行こう!」キャンペーンとして10月1日~12月10日までに来店されたお客様に抽選券を配布し、カタログギフトが当たる事業を実施しました。

当組合では、このキャンペーンの抽選に外れた抽選券を活用して、お客さまへの感謝と組合員店の経営の安定を図るため「岐阜県理容組合賞」として賞品850本を設定しました。当選番号の発表は組合店の店頭のパスター及び組合機関誌「理容ぎふ」1月号に掲載します。お店から当選された方に、直接賞品をお渡しすることになりますので、お客様との新しい関係やより深い絆が築かれることにより組合の活性化に繋がることを期待しています。

1日を楽しく過ごすには
理容サロンへ行こう!!

抽選で1000名様に
選べるカタログギフトが**当たる!!**

ありがとうキャンペーン

令和元年
10/1
12/10

■キャンペーン期間中に理容サロンを利用された方に抽選券を差し上げます。キャンペーンは抽選券がなくなり次第終了となります。当選番号は12月下旬から店頭パスターで発表します。

「選べるカタログギフト」が当たらなかった方に

抽選で岐阜県理容組合賞
が当たります!

全国理容連合会 / 岐阜県理容生活衛生同業組合



公衆浴場業組合

●公衆浴場の役割と事業経営

公衆浴場、いわゆる「銭湯」は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設です。しかしながら利用客は高齢化し、若年層の利用が大変少ないのが実態であります。岐阜県の御協力をいただき無料による「親子ふれあい入浴」、「幼稚園・保育園でのお泊り入浴」などを実施していますが、なかなか浸透しないのが現状であります。

さて、今年台風により、甲信越や関東・東北で甚大な被害が発生しました。このような中、被害の少ない公衆浴場が、多くの市民・ボランティアの皆さんに浴場の利用提供をされ、災害時の銭湯の在り方・役割に注目さ

れているところです。

ある研究調査によると、災害時には、多くの入浴困難者が発生するとの発表がされています。

食事や睡眠が生きていくために不可欠なものであると同じく、入浴は日常生活に欠くことのできないものであり、特に、災害時の入浴困難者の心と体のケアは大変重要であり、入浴は体を拭くだけでは体感できない心身に安らぎを与えるものであります。それを支える銭湯はなくてはならない生業と思っております。

ところで、SDGs「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」というのを御存じでしょうか。これは、2015年国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓い、発展途上国のみならず先進国自身の普遍的な取り組みを推進するものです。

ある意味「銭湯には関係ない」ことのように考えられませんが、この取り組みの17の目標を自らの事業に合わせ、そのゴールを定めることで経営の柱ができることが解ります。生活衛生業のすべての事業にもあてはまり、活用できるものと考えますので紹介をさせていただきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



クリーニング業組合

●「生営業収益力向上セミナー」の開催

9月29日(日)OKBふれあい会館にて、標記セミナーを全国指導センターと共同で開催しました。



収益力向上セミナーの様子

セミナーの内容は、「最低賃金制度及び働き方改革とその支援策」について、ぎふ働き方改革推進支援センター高橋様から、講演をしていただきました。このほかに「お客様に伝わる・心をつかむ接客について」と題し、昨年全国で「接客コンテスト」優勝者の全国クリーニング生活衛生同業組合連合会中央青年部会副会長の田村様、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会の山内様からそれぞれ講演をしていただきました。参加者からは「賃金や接客について基本的なことは理解していたが再確認できた」「同業者の意見を聞けた」「他店の受付を見ることが普段なかったので良い機会になった」との感想が聞けました。

また今回、県組合青年部の多数の方々に参加され有意義なセミナーとなりました。



旅館ホテル組合

●HACCP講習会の開催

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合では、宿泊施設を対象に食品衛生管理手法「HACCPの考えを取り入れた食品衛生管理」研修を9月4日の高山ブロックをスタートとして、10月10日までに県内6会場で開催しました。

HACCPは、事業者が食中毒や異物混入といったことを招かないようしっかりと計画を立て、管理する手法です。2018年6月に食品衛生法が改正され、この手法に沿った衛生管理が2020年(1年間猶予期間あり)から施行されます。

当組合では、経営者並びに調理部門の関係者の理解を深めようと研修会を開催しました。研修会は、食品分析開発センターSUNATECコンサルティング室(三重県四日市市)の緒方勇人さんが講師を務め、HACCPについて「これまで衛生面で注意していたことを書面に記録する」と説明し、手洗いや清掃といった一般的衛生管理や食材の加熱・冷却管理などの具体的な方法について解説があり、参加者は熱心に聴講されていました。



講習会の様子



中華飲食業組合

●第52回全国中華料理業岐阜大会の開催

10月15日(火)~16日(水)までの2日間に亘り、標記大会を高山市内で全国から多くの組合関係者、業界関

係者等の参加を得て盛大に開催しました。

本大会は、全国中華料理生活衛生同業組合連合会が毎年各県で開催するものです。

また、今回の「岐阜大会」では、同時開催した物産展フェアに多くの一般の皆様方にもお越しいただき盛況を極めました。

大会では、長年に亘って中華料理業に貢献した関係者への表彰がありました。次いで、「大会宣言決議」を採択し、「次世代に継ごう!誇りを!技術を!」などの「大会スローガン」を採択決定しました。さらに、次回開催地を香川県とすることに決定しました。

「食の安全・安心」と消費者ニーズを求め、いつの時代も「街中華」食文化を発信することが大切だと認識できた有意義な大会となりました。



大会での表彰授与の様子

お店でのカラオケ・生演奏・BGMの著作権手続きはお済みですか?

カラオケ・生演奏・BGMなどで音楽を利用されるお店のご経営者の方は、JASRACへ著作権の手続きが必要となりますので、下記の支部までお気軽にお問合せください。



著作権使用料の例

- カラオケ (客席面積33㎡まで)
月額 3,500円
- BGM (店舗面積500㎡まで)
年額 6,000円

※別途消費税相当額が加算されます

JASRAC

一般社団法人日本音楽著作権協会 中部支部

〒450-0003 名古屋市市中村区名駅南1-24-30

名古屋三井ビル本館13F

Tel.052-583-7590 Fax.052-583-7594

税務相談の御案内

当指導センターでは、生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽に御利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費税等に関する相談も行います。

○開催時間:午後1時～午後4時 ○相談員:各地区の**担当税理士**

税務相談日程表

地区	相談日(令和2年)	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月14日(金)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会岐阜北支部	058-263-2273	浅野 峰男
岐阜南	2月17日(月)	岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階 名古屋税理士会岐阜南支部	058-274-0658	古田 時夫
大垣	2月21日(金)	大垣市西長町1、大垣税理士会館内 名古屋税理士会大垣支部	0584-74-6668	吉安 聰
関	2月17日(月)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月17日(月)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会多治見支部	0572-25-4444	森川 朋美
中津川	2月17日(月)	中津川市昭和町1-1 ホットと保険ビル2階 屋敷育孝税理士事務所	0573-67-9511	屋敷 育孝
高山	2月17日(月)	高山市江名子町521-8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

「受動喫煙防止対策助成金」「生衛業受動喫煙防止対策助成金」の御案内

健康増進法が改正され、令和2年4月から、原則、屋内禁煙です。喫煙するためには「喫煙室」の設置が必要です。

＜経過措置＞ 既存特定飲食施設(①客席面積100㎡以下、②資本金5000万円以下)は、「喫煙標識」等を掲示することで喫煙可能とする猶予措置があります。

◎受動喫煙防止対策を行う際、費用の一部を支援する制度があります。下記の助成制度を御活用ください。

区分	受動喫煙防止対策助成金	生衛業受動喫煙防止対策助成金
対象となる事業主 すべてに該当する事業主が対象	(1) 労働者災害補償保険適用事業主 (2) 中小企業事業主 *労働者数、資本金等に条件あり	(1) 労働者災害補償保険の適用外となっている事業主 (いわゆる「一人親方」) (2) 「生活衛生関係営業」を営む事業主
助成対象措置事業	(3) 事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主 ①喫煙専用室の設置・改修 ・喫煙専用室の出入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上 ・たばこの煙が専用室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ②脱煙機能付き喫煙ブースの整備 ・事業主の責めに帰すことができない事由により、上記①の基準を満たすことが困難な場合において、次の機能を有する脱煙機能付き喫煙ブースを整備することにより、上記①の基準と同等程度のたばこ煙の流出防止を行うこと ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/㎡以下であること	
助成対象経費	上記措置事業に係る工費、設備費、備品費、機械設置費など	
助成率	1/2 (飲食店を営んでいる事業場は2/3)	
助成上限額	100万円 *同一事業場の複数の個所に措置を講じる場合や同時期に複数の措置を組み合わせる場合であっても上限額は100万円です。	
留意事項	○助成金の交付は各事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。 ○この助成金の受給に際しては、喫煙専用室の設置等の事業計画の内容が技術的、経済的な観点から妥当であることが必要です。(単位面積当たりの助成額の上限が定められています。)	
申請に必要な主な書類	・受動喫煙防止対策事業助成金交付申請書・事業計画書・交付要件確認申立書 ・措置区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類・工事前の写真・工事見積書(2業者以上) ・助成事業の詳細を確認できる資料・要件を満たして設計されていることが確認できる資料 等	
申請窓口	岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550 *技術的審査は、岐阜労働局健康安全課で行います。 TEL 058-245-8103	(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター TEL 058-216-3670 *技術的審査は、(公財)全国生活衛生営業指導センターで行います。 TEL 03-5777-0341

県生活衛生課からのお知らせ

(CSFに係るお知らせ)

- CSFは、豚やいのししの病気であって、人に感染することはありません。
- 仮にCSFにかかった豚の肉や内臓を食べても、人体に影響はありません。
- 感染豚の肉が、市場に出回ることはありません。

●「豚コレラ」の名称については、この病気と科学的に何ら関係のないヒトの細菌性感染症である「コレラ」と混同され、生産者及び消費者に不要な不安や不信を招く恐れがあるため、学術的にも国際的にも正式な名称とされているCSF(Classical swine fever)を用いることとなりました。

●豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員(獣医師)が異常がないか検査し、合格したもののだけが市場に流通することになっています。と畜場で豚コレラであると確認された肉や内臓等については、検査不合格となり、市場に流通することはありません。

●CSFは、豚やいのししの病気であり、人に感染することはありませんが、非常に感染力が高い家畜伝染病であり、経済損失が大きく、養豚場等への感染を防ぐため、農場の衛生管理の徹底、早期出荷促進対策、防護柵の設置や感染拡大の要因となっている野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチンの散布などを実施してきました。

●CSFの防疫措置は、早期発見と感染した豚の処分を原則としています。現在、野生いのししにおいて、CSFの感染が拡大しており、衛生管理の向上を図っても豚への感染防止が難しい場合に、豚への感染リスクが高い地域において、ワクチンを接種し、CSFの発生を予防することとなりました。

- CSFワクチンを接種した豚の肉を食べても、人体に影響はありません。

●使用するCSFワクチンは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき農林水産大臣が承認し、国が備蓄していたものです。有効性及び安全性は担保されています。

●CSFワクチンには、豚にCSFを引き起こさせないよう病原性を弱くしたCSFウイルスと添加剤が含まれます。CSFワクチンを接種した豚は、体内でCSFウイルスに対する免疫を獲得します。

免疫を獲得すると、ワクチンに含まれるCSFウイルスは体内から消失します。

また、CSFワクチンに含まれる添加剤は、食品又は食品添加物として使用されている成分であり、ワクチンに含まれる量であれば、人の健康に影響はありません。

- 野生いのししの肉を食べても、人体に影響はありませんが、家畜防疫の観点から野生いのししの食肉利用の自粛をお願いしています。

●岐阜県では、野生いのししの食肉利用により、捕獲した個体及びその肉、残渣等に付着したCSFウイルスが、感染確認区域外に拡散するおそれがあるため、食肉利用の自粛をお願いしています。

岐阜労働局からのお知らせ

岐阜県最低賃金が改正されました

26円 UP

時間額

851円

改正発効日 令和元年10月1日

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- 厚生労働省のホームページ <https://www.mhlw.go.jp>
- 最低賃金に関する特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/>
- 岐阜労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>

●お問い合わせ 岐阜労働局賃金室(058-245-8104)または所轄の労働基準監督署まで

平成31年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(厚生労働省 岐阜労働局 委託実施)

ぎふ働き方改革推進支援センター

そもそも何から手をつけるべき? 生産性を高め、賃金を引き上げるには? 「同一労働同一賃金」って? 就業規則など、社内規定を整えたい

活用できる制度はどれ? 人手不足を解消するには? 労働時間や育児休暇の管理について知りたい 非正規の方の待遇を良くするには?

相談無料 自社の働き方改革の推進に取り組もうとする **事業主を支援します。**

サポート実績 1,000件以上!
実績のあるコンサルタントや現役経営者が全力でサポートします!

30名の専門家無料で何回でも相談できます! ソーシャルメディアやWEB広告での集客をサポート!

資金繰り・事業計画・労務・法律・税務・契約等をサポート! 販路開拓・商品開発・商品改善・営業強化のサポート!

働き方改革推進支援センターに **お気軽にご相談ください。**

0120-226-311 058-201-5833 info@tsak-work.com <https://tsak-work.com/>

ぎふ働き方改革推進支援センター 〒500-8833 岐阜県岐阜市南河内町1丁目1番地 シグマビル5階

実施期間 令和元年10月1日～令和3年3月31日

※本センターは、労働基準監督署と連携して、労働基準法違反の疑いがある事業者に対して、労働基準監督署と連携して指導を行います。労働基準監督署の指導を受ける事業者は、本センターのサービスは無料です。

税務署からのお知らせ

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則^(注)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

日本政策金融公庫からのお知らせ

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

日本公庫の事業承継支援

◆日本公庫は中小企業・小規模事業者の皆さまの事業承継を支援しています。

- POINT 1** 事業承継に際して、株式や事業用資産を取得する資金等が対象です。
- POINT 2** 事業承継計画を実施するための資金(事業承継前の準備資金)も対象になります。
- POINT 3** 経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表者個人または同法の認定を受けた事業を営んでない個人を、融資対象とすることができます。

融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご返済期間	設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)
利率 ^(注)	基準利率、特別利率A、特別利率B
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注)お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでご覧いただけます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

生衛法と生活衛生営業について

○「生衛法」とは、生活衛生営業の振興・発展を支援するとともに消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。

○各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。

○生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

※「生衛法」：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称



生衛業、生衛組合は、地域の安全・安心に貢献しています

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、組合員・生衛業界のためだけでなく、利用者・消費者、地域社会、地域経済、行政にとって、重要な組織となっています。

組合員にとって

- 団体保険制度で経費節約
- 特別金利の融資制度特典
- その他様々な経費節減特典
- 最新情報入手
- 無料相談の利用
- 各種イベント参加

生衛業界にとって

- 業界代表機能
- 交際費課税の損金算入制度
- 消費税の軽減税率制度
- 受動喫煙防止対策の適用基準緩和等対策
- 民泊の条例規制上乘せ等

行政にとって

- 行政施策に対応した生衛サービス提供
- 営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- 高齢者に対する支援サービスの実施
- 大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の重要性

地域住民にとって

- 健康・美容増進サービスを提供
- 高齢者対策など地域福祉の推進
- 安全・安心な生衛サービスを提供
- 賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- 利用者・消費者利益の擁護

地域経済にとって

- 生衛業は地域活性化の一翼
- 生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- 商店街形成の主要業種として貢献
- インバウンドの受け入れ体制整備

地域社会にとって

- 高齢者に対する生活支援サービスの提供
- 利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- 地域文化、食文化の継承
- 暮らしやすい街・快適な街づくりを推進

生活衛生同業組合への加入について

○「生活衛生同業組合」とは、法律（生衛法）に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。

○岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	山岡 利安
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	吉田 弘
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
 岐阜県鮭商生活衛生同業組合	509-7205	恵那市長島町中野40-1 「美濃照寿庵」内	0573-25-1888 0573-25-1889	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広



“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の
安全・安心の目印です。マークのある
理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety (安全)・Standard (安心)・Sanitation (清潔) の
3つのSをお約束させていただきます。

選んで安心 S マークのお店

詳しくは(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円
●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置2年以内)
- 利率(年利) 設備：0.30%～
運転：0.91%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内 (うち据置2年以内)
運転：7年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備資金、運転資金ともに1.21%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
(500万を超える場合、県の推せん書が必要)
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内 (うち据置1年以内)
- 利率(年利) 設備：1.21%～
運転：貸付制度はありません
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター (TEL：058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合 (P.11の名簿参照)
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 (TEL：058-263-2136) 多治見支店 (TEL：0572-22-6341)



(注) ●利率は、令和元年12月2日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。